

陸上幕僚長  
海上幕僚長 殿  
航空幕僚長

事務次官  
(公印省略)

予備自衛官き章及び予備自衛官補き章について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

なお、予備自衛官及び予備自衛官補のき章について（防人2第2653号。14.3.27）は、廃止する。

#### 記

- 1 予備自衛官が訓練招集命令により招集され、若しくは予備自衛官補が教育訓練招集命令により招集されている場合又は予備自衛官若しくは予備自衛官補がその身分を明らかにする必要がある場合には、き章を着用させることができるものとする。
- 2 予備自衛官き章の制式は別紙第1のとおりとし、予備自衛官補き章の制式は別紙第2及び別紙第3のとおりとする。
- 3 き章の貸与、保管、返納その他管理上必要な事項は陸上幕僚長が定めることとし、き章の着用位置その他着用上必要な事項は陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定めることとする。
- 4 防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達等の整備について（防人計第354号。19.1.9）記第3章第100による改正前の予備自衛官及び予備自衛官補のき章について（防人2第2653号。14.3.27）別紙第1に規定する予備自衛官き章は、当分の間、これを使用することができる。

添付書類：別紙第1～別紙第3